

## 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律施行令の改正について

### 1. 改正の背景・目的

平成18年5月に、海上物流の基盤強化を図るため、港湾における物流拠点施設の整備、港湾の建設及び管理の適確化並びに構造改革特別区域における特例措置の全国展開による港湾機能の強化、特定外貿埠頭の管理運営主体の株式会社化による管理運営の効率化、水先制度の充実・強化、海運の効率化に資する高度船舶技術の実用化支援等の措置を講ずる「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律」（平成18年5月17日法律第38号。以下「改正法」という。）が公布されたところです。

今般、改正法の施行に伴い、特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和56年法律第28号。以下「法」という。）の規定に基づき、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律施行令（昭和56年政令第320号）について所要の規定の整備を行う必要があります。

### 2. 概要

#### 港湾管理者に対する貸付金の金額

法第6条第1項において、指定会社に対し外貿埠頭の建設等の資金を無利子で貸し付ける港湾管理者に対して、政府が無利子で貸し付けることができる金額を政令で定めることとされています。

港湾管理者に対して貸し付けることができる金額については、港湾管理者が指定会社に貸し付ける金額の2分の1以内の金額とする予定です。

政府の貸付け及び政府の貸付けに係る港湾管理者の貸付けの条件の基準  
法第6条第2項において、政府の貸付け及び政府の貸付けに係る港湾管理者の貸付けの条件の基準は、それぞれ政令で定めることとされています。

政府の貸付けの条件の基準については、償還を半年賦均等償還とすること等を定める予定です。

また、政府の貸付けに係る港湾管理者の貸付けの条件の基準については、償還を半年賦均等償還とすることや償還に係る加算金や延滞金の徴収規定等を定める予定です。

その他改正法の施行に伴う経過措置を規定する予定です。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：未定

施行日：平成18年10月1日